

詐害信託と Spendthrift Trusts

茨城大学人文社会科学部講師 福田 智子

目 次

はじめに

I 英米における詐害行為法

1. イギリス詐害行為法
2. アメリカ詐害行為法
3. Spendthrift Trusts
4. 小 括

II 日本における詐害行為法

1. 詐害信託

2. 詐害行為取消権

III 検 討

1. 他益型信託
2. 自益型信託から他益型信託

まとめ

はじめに

1922年、日本に初めて信託法が制定されて以降⁽¹⁾、信託は主に金融商品スキーム（商事信託）として利用されてきた。しかし近年、有産高齢者の増加に伴い、信託が有する財産管理機能に着目した信託（民事信託）の利用が進んでいる。日本では、財産継承手段として贈与や遺贈が多く利用されるが、信託発祥地であるイギリスやアメリカでは、贈与や遺贈ではなく信託が利用される。その理由は、信託には贈与や遺贈にない機能（財産管理機能）があるからであり、信託を利用することにより、委託者は受益者に対し、信託財産から生じる利益を一定期間にわたり（死亡するまでなど）与え続けることが可能となるからである。つまり、信託の優れた点は、財産継承機能と財産管理機能を併せ持つところにあ

る。これは例えば、信託を利用することにより、多額の財産を受けた子供が一瞬にしてその財産を散財してしまうことを防止できる点などにある。ただし、子である受益者が散財し多額の借金をした場合、その債権者は受益者が有する受益権を差押えることができるなど、信託も万能ではない。そのため、受益者の向こう見ずな行動から信託財産を保全したいという委託者のニーズが従前より存在し、アメリカでは、現在このようなニーズに対し、Spendthrift Trusts が利用されている。

Spendthrift Trusts とは、受益者の受益権譲渡及び受益者の債権者による信託利益の差押えを防ぐことができる信託をいう。日本と同様、イギリスやアメリカでも詐害的な信託設定行為は、無効となるが、アメリカにおいて Spendthrift Trusts はその例外とされている。Spendthrift Trusts に関しては、これまで様々な研究が行われているが⁽²⁾、本稿で

は特に Spendthrift Trusts が日本の詐害信託と異なる点、及び日本において Spendthrift Trusts を設定することが可能かについて、以下ケース 1 から 5 までの具体例を使って検証する。ケース 1 から 3 は他益型信託、ケース 4 は自益型信託、ケース 5 は自益型信託から他益型信託へ移行する場合で、いずれも委託者・受託者・受益者を親族とする民事信託を前提とする。これらの具体例につき、アメリカ及び日本における取扱い、すなわち債権者は債務者の財産を差押えることができるのか、信託財産を債権者から守ることができるのかについて検証する。その際 Spendthrift Trusts 及び詐害信託だけでなく、イギリス・アメリカにおける詐害行為法と日本における詐害行為法も参考とする。

<具体例（全員が親族）>

1. 他益型信託：委託者 A、受託者 B、第一次受益者 C、第二次受益者 D
 - (1) ケース 1：A（債務者、無資力⁽³⁾）が信託を設定した場合
 - (2) ケース 2：C（債務者、無資力）が受益権を放棄した場合
 - (3) ケース 3：C（債務者）が無資力になったら、D が受益者となる信託を A が設定した場合
2. 自益型信託から他益型信託：委託者 A、受託者 B、第一次受益者 A、第二次受益者 C
 - (4) ケース 4：A（債務者、無資力）が信託を設定した場合
 - (5) ケース 5：A（債務者）が無資力になったら、C を受益者とする信託を A が設定した場合

I 英米における詐害行為法

1. イギリス詐害行為法

イギリスにおいて最初に制定された詐害

行為に関する法律は、1570年エリザベス法（Statute of 13 Elizabeth. C. 5）である。エリザベス法は、7ヶ条から成る詐欺的譲渡に関する法律で、債権者及び正当な法律上のあらゆる請求権を有する者を妨げ、手間取らせ、又は欺く目的及び意図をもって、封土公示譲渡（feoffments）、贈与、譲渡その他あらゆる詐欺的行為が行われた場合に、当該行為を無効とし、かつその効力を奪い（1条）、当事者から一定の財産を没収し、半分を女王陛下に、残り半分を詐害された者に引渡し、かつ有罪となった当事者を投獄する旨（3条）を定めている⁽⁴⁾。当初、エリザベス法の適用を受ける「詐欺的意図」の証明は困難であったが、Twyne's Case（3 co. Rep. 80b, 76 Eng. Rep. 809）において「詐害的意図」の推定により、その証明が軽減された⁽⁵⁾。本件で裁判所は、信託を伴う贈与は、その信託がいかなる形式であろうとも、エリザベス法 6 条に示す善意で行われたものとは言えないため、詐害行為に該当するとの結論を示している⁽⁶⁾。

委託者が違法目的のため意図的に信託を設定した場合、受託者に財産を保持させた委託者の Resulting Trusts（復帰信託）となる。Resulting Trusts は、委託者が自身の利益のために信託設定を行なった場合に、委託者の意図に信託の実態を一致させるため、裁判所により認定される⁽⁷⁾。Symes v. Hughes 事件（LR 9 Eq 475（1870））では、財政困難な状況にある委託者が、債権者を欺く目的で、受託者に対し賃貸物件を移転、その後破産した場合において、判事は譲渡に与えられた目的では実行されえない。すなわち、譲渡時の違法な目的が及ぼす意図では、債権者から、譲渡人に対し何ら対価を支払っていない譲受人から財産を取り戻す権利を妨げることはできないとして、移転財産を委託者に戻し、債権者へ賠償金を支払うよう命じた⁽⁸⁾。

このようにイギリスでは、債務者による詐害行為（特に詐害的な信託設定行為）は厳しく制限されている。しかし、イギリス

においても軽率な受益者の債権者から信託財産を守りたいニーズは強く、その場合、Protective Trusts（保護信託）が利用される。Protective Trustsは、信託財産の受益方法に関する特別な形式であり、信託財産を受益者の債権者から守ることを目的とする信託をいう⁽⁹⁾。Protective Trustsには、ある事象（受益者の破産など）が生じるまで主たる受益者に信託利益を与える信託と、ある事象が生じた場合、信託財産を保全し、債権者からの請求に煩わせられることなく、受益者に対し裁量的に信託利益を与える信託の2種類があり⁽¹⁰⁾、解除条件付権利と裁量信託を融合することにより利用される。Protective Trustsは、受益者による受益権譲渡や破産により信託利益の分配が終了する条件をつけたものではなく、譲渡や破産で受益者に対する信託利益が確定する信託とされ、確定する利益が基礎となる⁽¹¹⁾。受益者の利益は、本人の破産または任意の処分行為などの事由が生じたとき受託者の裁量により確定し、同時に裁量信託として受益者本人または他の誰かのための信託が設定される⁽¹²⁾。つまり、一定の事由が生じた後、受託者は信託財産を裁量信託として管理し、受益者の生存中はその収益を一定割合で受益者とその配偶者や直系卑属に、配偶者や直系卑属がいない場合は、受益者若しくは受益者死亡後に信託受益権を取得する立場にある者に分配するように取り決めるのである。その際、受益者が生計を維持できる程度に分配し、残りは配偶者や直系卑属に分配し、受益者へ間接的に利益が及ぶようにする⁽¹³⁾。この信託はもちろん、その旨を信託設定で明示することにより生じるが⁽¹⁴⁾、Trustee Act 1925（1925年受託者法）33条は、生涯受益者とする者のため、Protective Trustsの信託財産として財産を保有するという簡単な指図で、信託設定行為が完了するような規定を設けている⁽¹⁵⁾。今日、Protective Trusts条項は職業年金スキームにおいても、年金受給権の譲渡を防ぐ

ため一般的に利用されている。年金信託をProtective Trustsとすることにより、受益者の破産から年金を保護することができるからである⁽¹⁶⁾。

Protective Trustsは、解除条件付権利と裁量信託を融合させた信託であり、委託者の財産処分権の自由を強く認め、受益者による信託利益の譲渡をも制限するSpendthrift Trustsとは異なる⁽¹⁷⁾。

2. アメリカ詐欺行為法

アメリカの各州は、イギリスのエリザベス法及びそれに関する判例準則を詐欺行為法として継受した。そしてその後、統一法として1918年にUniform Fraudulent Conveyance Act (UFCA)を制定⁽¹⁸⁾、1984年にはUFCAを改正し、Uniform Fraudulent Transfer Act (UFTA)を制定⁽¹⁹⁾、2014年にはUFTAも改正し、Uniform Voidable Transactions Act (UVTA)⁽²⁰⁾を制定した。アメリカの詐欺行為は、これまでActual Fraud（現実の詐欺）とConstructive Fraud（法定詐欺）の2つに分かれると説明されてきた。Actual Fraudは、債務者が「債権者を害する意図」を有し資産を流出させた場合、債務者資産に対する引当てを奪われた債権者は、その資産を取り戻すことができるというもの、そしてConstructive Fraudは、債務者の「債権者を害する意図」にかかわらず、債務超過の債務者による取引において、債務者に公正な対価の支払いがなされていない場合に、それにより債務者資産に対する引当てを奪われることになる債権者は、その取引を取消することができるというものである⁽²¹⁾。この枠組みは、UFCAで創設され、UFTAも引き継いだ⁽²²⁾、UVTAでは変更が加えられている⁽²³⁾。

UVTA § 4(a)は、債務者が(1)債権者をhinder（妨げ）、delay（手間取らせ）、又はdefraud（欺く）Actual Intent（現実の意図）⁽²⁴⁾をもって、若しくは(2)債務者との間での移転や債務の交換に際し、Reasonably

Equivalent Value (合理的に等しい価額)⁽²⁵⁾を受け取ることなく、財産移転や債務を生じさせた場合、それは現在若しくは将来の債権者に対し Voidable (無効になる) とする。ただし、当該移転や債務の発生は、譲受人等が Good Faith (善意)、かつ合理的に等しい価額を債務者に与えた場合には、無効とならない (UVTA § 8(a))。なお、UVTA § 4(a)(1) の Actual Intent の判断は、内部関係者との取引であるか (UVTA § 4(b)(1))⁽²⁶⁾、債務者が財産の移転後にもその財産を引き続き保有するか (UVTA § 4(b)(2))、当該行為が秘匿されているか (UVTA § 4(b)(3))、債務者が債務超過の状態にあるか (UVTA § 4(b)(9)) などのほか⁽²⁷⁾、その行為が債権者の権利を奪うものとして受け入れがたいかどうかにより判断される⁽²⁸⁾。そして、有効な Spendthrift Trusts にかかる信託利益は、債務者の責任財産を構成しないため、債務者の資産に含まれない (UVTA § 2(a))⁽²⁹⁾。ただし、債務者が自身の利益のために設定した Spendthrift Trusts は、それが現存する若しくは明確な債権者に対して行われたものであるか否かに関係なく、エリザベス法に基づき、無効となる⁽³⁰⁾。そして、UVTA § 5は、(a)債務者が債務超過の状態若しくは取引により債務超過の状態になった場合において、合理的に等しい価額を受け取ることなく、財産を移転若しくは債務を生じさせた場合、それはその取引前に発生した債権を有する債務者の債権者に対し無効となる、(b)債務者が債務超過の状態であることを信じるに足る合理的な理由を持つ関係者に対し、財産を移転した場合、それはその取引前に発生した債権を有する債務者の債権者に対し無効になるとする⁽³¹⁾。ただし、関係者が債務者に対し新しい価値を与えた場合、その範囲については無効とならない (UVTA § 8(f)(1))。

UVTA は、(1) Actual Intent をもって財産移転や債務を生じさせた場合、(2)合理的に等しい価額を受け取ることなく財産移転や債務

を生じさせた場合、(3)債務者が債務超過の状態において、合理的に等しい価額を受け取ることなく、財産を移転若しくは債務を生じさせた場合、(4)債務者が債務超過の状態であることを信じるに足る合理的な理由を持つ関係者に対し財産を移転した場合、その行為は無効とする (ただし免除規定あり)。アメリカ詐害行為法には、法定詐害の規定があるものの、日本における詐害行為取消要件の態様と役割とはほぼ同じ内容と言える⁽³²⁾。

さらに裁判所は、詐害的な信託設定が行われた場合、関係者間における不衡平を避けるため、関係者の意図とは関係なく、他者に対しエクイティ上の権限を与える Constructive Trusts を認めてきた⁽³³⁾。そのため、上述した Actual Fraud や Constructive Fraud は、衡平の観点から、委託者により Constructive Trusts が設定されたものとされる⁽³⁴⁾。また委託者の生存中、委託者が唯一の受益者で、かつ委託者が一般的な指名権を留保する信託の場合、委託者の債権者は委託者の生存中に受ける受益のみならず、信託財産も差押えることができる⁽³⁵⁾。このように、アメリカでも信託が財産秘匿スキームとして利用されることを避けるため、詐害的な信託設定に対し、厳しい対応がされている (後述する Spendthrift Trusts や一部の州で認められている Self-Settled Spendthrift Trusts はその例外である⁽³⁶⁾)。

先述した例に当てはめると、UVTA は債務超過の状態にある委託者が親族を受益者として設定する信託行為を、その債権者に対し無効とするため、ケース 1 は無効となる。これに対し、ケース 2 については、UVTA は債務者が行なった財産移転や債務を生じさせる行為を対象とし、受益 (Equity 上の財産権) の放棄は対象としないため、有効となる。ケース 3、4、5 については、Spendthrift Trusts の該当有無と併せて検討する必要があるため、次に Spendthrift Trusts の内容を確認する。

3. Spendthrift Trusts⁽³⁷⁾

アメリカでは、受益者による受益権譲渡や受益者の債権者からの受益権への強制執行を防止するための方法として、これまで裁量信託が利用されてきた⁽³⁸⁾。伝統的な裁量信託では、受託者が信託財産にかかる利益分配に関する裁量権を有し、受益者に帰属する利益は、受託者が信託財産にかかる利益分配を行なった際に確定するため、受益者の債権者は受益者の信託利益を差押えることはできず、また受益者も受益権を譲渡することはできないとされていたからである。しかしその後、受益者の債権者は信託財産から受益者に利益が分配される際、受益者がその利益を受領する前に、その利益を債権者が優先して享受することができる裁判所の指示を得るようになった⁽³⁹⁾。そこでアメリカでは、債権者からの受益者の信託利益に対する差押えを回避するため、裁量信託に代わる方法として、信託契約に浪費者条項を設けるようになった(ただし、州法で禁止されない場合に限る)。なぜなら、信託契約に浪費者条項を設けておくことにより、受益者による受益権譲渡を禁止することができ、また受益者の債権者による受益者の信託利益の差押えも防ぐことができるからである⁽⁴⁰⁾。浪費者条項は、受益者自身の不十分な財産管理能力や債権者から受益者利益を保護するため利用され、委託者の受益者に利益を享受させたいという意思を貫徹させることが可能となる⁽⁴¹⁾。さらに Spendthrift Trusts は、Saunders v. Vautier 原則の適用を受けない。この信託では、委託者若しくは遺贈者の意思が最も重要とされ、委託者の重要な目的がまだ存在している場合、たとえ受益者が受益権の利益を全て得たいと考えたとしても、Saunders v. Vautier 原則を適用し、信託財産の分配を受けることはできない(ただし、委託者が生存し、受益者の申し出に同意した場合には、たとえ信託目的が十分に実行されていなくとも、裁判所は信託終了の指示をすることがで

きる)。Spendthrift Trusts がアメリカにおいて認められているのは、他のコモン・ロー諸国と異なり死者の手による受益者の受益権譲渡の禁止を認めているからである⁽⁴²⁾。イギリスや他のコモン・ロー諸国では、信託設定により信託財産は受益者に帰属する。これに対し、アメリカでは委託者の意思が最も重要と捉えるため、受益者は委託者が課した条件に従った信託財産からの利益を享受することとなる。アメリカにおける財産処分においては、信託財産における受益者利益に条件を付し、受益者による自発的譲渡を制限する権利も含まれているのである⁽⁴³⁾。Spendthrift Trusts が認められた判決として、Scheffel v. Krueger 事件(782 A.2d 410 (2001))がある。これは、不法行為に基づく請求権を有する原告Xが、被告Yが受益者となる信託の受託者であるTに対し、信託財産の差押えを申し立てた事件である。事件の内容は次のとおりである。

1998年、XはYに対する不法行為の請求確認訴訟を上位裁判所に申し立てた。Xの主張によると、YはXの子供(未成年)に対し性的行為を脅迫し、それをテープに撮り、後にインターネットでその映像を公開したというものであった。当該行為は、Yに対する犯罪告発の対象ともなっていた⁽⁴⁴⁾。裁判所はYに対し\$551,286.25の損害賠償金の支払いを命じた。これによりXは、Kyle Krueger Irrevocable Trustの受益権差押えを求めた。当該信託は1985年にYの母がYの利益のために設定し、受益者に対し信託から生じた収益の全てを少なくとも四半期ごと、受益者から要望があればその都度、支払うことを受託者に指示していた。また受託者は信託の維持、受益者の教育や保護のために必要であると自身の裁量で判断すれば、信託の元本を支払うことも承認されていた。受益者は2016年4月6日、50歳になるまで元本を取り崩したことはなかった。なお、受益者は無償若しくは有償での信託財産利益の移転を禁じられてい

た。信託契約では、信託契約により設定された信託の下、支払うことができる元本若しくは分配金は、受益者による譲渡若しくは受益者の債権者による干渉や支配、受益者が受領するよりも前に受益者の債務や義務に対する法律上の充当手続きをすることはできない浪費者条項が定められていた。

1997年ニューハンプシャー州法564条23 (RSA564:23 (1997))⁽⁴⁵⁾の下、浪費者条項は、申立人の請求により強制でき、受託者の行動を退けることができると定められていたが、当該規則には2つの例外が設けられていた⁽⁴⁶⁾。そこでXは、本件は例外規定には該当しないが、不法行為債権者から資産を防御することをそもそも当該規定は予定しておらず、さらに本件信託契約は受益者に対し分配決定権を与えており規定の対象とはならないと主張した。しかし、上訴裁判所は、Yが投獄されその後彼が釈放されるまでの間も、信託目的は継続されねばならないとして上訴を棄却した。本事件でXは、不法行為に基づく請求権者は、浪費者条項対象外となることをいくつかの根拠により主張したが、いずれも例外規定に該当しないと、却下された。犯罪行為における被害者補償よりも犯罪者の浪費者条項が優先されることに関し、大きな疑問の残る事件である。

アメリカ法律家協会が編纂する Restatement of the Law Trusts (Third) § 58は、Spendthrift Trusts を受益者による信託利益の全部もしくは一部の自発的又は非自発的な譲渡⁽⁴⁷⁾を制限する信託とし⁽⁴⁸⁾、(1)下記(2)に該当する場合、Ownership Equivalence (等価所有権)⁽⁴⁹⁾に該当する場合、そして § 59⁽⁵⁰⁾に該当する場合を除き、信託利益を受益者は移転することができない、若しくは受益者の債権者による請求対象とならない旨の信託契約は、信託利益の自発的又は非自発的譲渡に対する制限に関し有効とし、(2)委託者により留保されている信託利益の自発的又は非自発的譲渡の制限は、無効と定める⁽⁵¹⁾。この規

定は、委託者の生存中、委託者が唯一の受益者であり、かつ委託者が通常の指名権を留保する信託の場合⁽⁵²⁾、委託者の債権者は委託者の生存中の信託利益のみならず、信託財産も差押えることができ、また受益者が現在、行使可能な指名権を保有する場合も、浪費者条項によって権限の対象となる財産から受益者の債権者を妨げることはできず、さらに受動信託では浪費者条項の効力は生じないとする⁽⁵³⁾。なお、受益者は Spendthrift Trusts であったとしても受益や指名権を放棄することができる⁽⁵⁴⁾。つまり、浪費者条項は委託者や受益者が指名権を有しない(信託財産に対する確定した利益を保有しない)場合、裁量信託のように信託に定められた制限条項を受託者が裁量により行使する場合、原則として有効となる。ただし、Spendthrift Trusts は対象となる信託利益や元本が適当に信託財産に保持されている限りにおいて、債権者の請求から受益者利益を保護することを目的とする信託であるため、信託財産や収益が受益者に分配された後は、受益者の通常の財産と同様のルールが適用され、債権者による差押えが可能となる⁽⁵⁵⁾。Spendthrift Trusts は、財産所有者は自身が選択したとおり、自由にその財産を処分することができるとする Freedom of Disposition (財産処分の自由)を根拠に認められてきた信託なのである⁽⁵⁶⁾。その他、Restatement of the Law Trusts (Third) § 57は、委託者により留保されている利益を除き、受益者により信託利益が移転される、受益者の債権者により信託利益が差押えられる、若しくは受益者が破産した場合、受益者へ分配される信託利益が終了する又は裁量信託となる信託契約を有効とし、停止条件付信託を認めている⁽⁵⁷⁾。

これに対し、統一法である Uniform Trust Code 2000⁽⁵⁸⁾ Article 5 (§ 501- § 507) は、債権者による請求権として Spendthrift Trusts と裁量信託の規定を設けている。§ 502は、(a)受益者利益の自発的又は非自発的移転を制

限する浪費者条項は有効であり、(c)浪費者条項がある場合、受益者はそれに反し信託利益を移転することができず、また § 503⁽⁵⁹⁾で定める場合を除き、受益者の債権者若しくは譲受人は、受益者が収受する前に、信託利益を差押えることはできないとする⁽⁶⁰⁾。ただし、委託者が信託利益を留保する自益型信託については、浪費者条項の有無にかかわらず、委託者の債権者による差押えが可能であり⁽⁶¹⁾、また浪費者条項の効力は、通常、受益者が実際に信託利益を享受するまでの間しか及ばず、受託者は信託契約に定められた受益者に対する分配については、受益者の債権者からの請求を妨げることはできない⁽⁶²⁾。そして、浪費者条項の定めがない、若しくは特定の受益者の利益を対象としない浪費者条項の定めがある場合、裁判所は受益者の債権者、若しくは譲受人が受益者の現在または将来の分配収益や信託利益を差押えることを承認することができる (§ 501)⁽⁶³⁾。裁量信託については、§ 504(b)が、浪費者条項の有無にかかわらず、たとえ裁量規定が標準的な分配内容であり、または受託者が裁量権を濫用していたとしても、債権者は受託者に対し分配を強制することはできないとその有効性を認めている。

Restatement of the Law Trusts (Third) と Uniform Trust Code 2000が定める債権者の権利について、大きく異なる点はない。つまり両者のいずれにおいても、浪費者条項の定めがある Spendthrift Trusts は、委託者が信託利益を留保する場合を除き、有効であり、その場合、受益者による信託利益の移転や受益者の債権者による信託利益及び信託財産に対する差押えは認められない。ただし、受託者が受益者に対し実際に分配した信託利益に対しては、受益者の債権者は差押えをすることができる。

これらの点を考慮すると、上述したケース 3 の C (債務者) が無資力になったら、D が受益者となる信託は、Spendthrift Trusts として設定することも、また Restatement of

the Law Trusts (Third) § 57の停止条件付信託として設定することも可能であり、有効となる。これに対し、ケース 4 の A (債務者) が無資力で自己を受益者とする信託及び、ケース 5 の当初、委託者である A が受益者で、債務者である A が無資力になったら、C が受益者となる信託については、委託者の利益を保護するための事前詐欺的信託は認められないため、無効となる。

4. 小 括

先述した具体例については、以下となる。

- (1) 他益型信託：委託者 A、受託者 B、第一次受益者 C、第二次受益者 D

ケース 1：A (債務者、無資力) が信託を設定した場合

UVTA § 4(a)は、債務者が(1)債権者を hinder (妨げ)、delay (手間取らせ)、又は defraud (欺く) Actual Intent (現実の意図) をもって、若しくは(2)債務者との間での移転に際し、Reasonably Equivalent Value (合理的に等しい価額) を受け取ることなく、財産移転をした場合、その行為は債権者に対し Voidable (無効になる) とする。また UVTA § 5 は、(a)債務者が債務超過の状態若しくは取引により債務超過の状態になった場合において、合理的に等しい価額を受け取ることなく、財産を移転若しくは債務を生じさせた場合、それはその取引前に発生した債権を有する債務者の債権者に対し無効になるとする。そのため、無資力である A が親族 C を受益者とする信託を設定した場合、Actual Intent がなくとも、信託設定行為は A の債権者に対し無効となる。結果、委託者である A の債権者は信託利益を差押えることができる。

ケース 2 : C (債務者、無資力) が受益権を放棄した場合

UVTA は債務者が行なった財産移転や債務を生じさせる行為を対象とし、受益 (Equity 上の財産権) の放棄は対象としないため、C が信託利益を受ける権利を放棄した場合、C の債権者は、信託利益を差押えることができない。

ケース 3 : C (債務者) が無資力になったら、D が受益者となる信託を A が設定した場合

C (債務者) が無資力になったら、D が受益者となる信託は、いくつかの方法により設定することができる。A が C のための浪費者条項を付して信託を設定した場合、受益者が指定権を有さないなど一定の条件に該当しない限り、本浪費者条項は有効であり、C の債権者は信託利益を差押えることはできない。本信託は Spendthrift Trusts となる。また Restatement of the Law Trusts (Third) § 57 に定める停止条件付信託として設定することも可能である。この場合、C が無資力となった時点で C に対する信託利益の分配は終了し、D が新たな受益者となり、信託利益の分配を受ける。C の信託利益は無資力になった時点で消滅するため、C の債権者は信託利益を差押えることはできない。

(2) 自益型信託から他益型信託 : 委託者 A、受託者 B、第一次受益者 A、第二次受益者 C

ケース 4 : A (債務者、無資力) が信託を設定した場合

A (債務者、無資力) が自己を受益者とする自身の利益のために設定した信託は、委託者の生存中、委託者が唯一の受益者であり、かつ委託者が通常の指名権を留保する場合、A の債権者は委託者の

生存中の信託利益のみならず、信託財産も差押えることができる。

ケース 5 : A (債務者) が無資力になったら、C を受益者とする信託を A が設定した場合

Restatement of the Law Trusts (Third) § 58(2) は、委託者により留保されている信託利益の自発的又は非自発的譲渡の制限は、無効とする。結果、委託者である A が当初受益者で、債務者である A が無資力になったら、C が受益者となる信託のうち、浪費者条項部分は無効となるため、委託者の生存中、委託者が唯一の受益者であり、かつ委託者が通常の指名権を留保する場合、A の債権者は委託者の生存中の信託利益のみならず、信託財産も差押えることができる。つまり、信託設定行為自体が無効となるのではなく、浪費者条項は無効となり、A の債権者は A の責任財産である信託利益と信託財産を差押えることができる。なぜなら、委託者の利益を保護するための事前詐害的信託は認められないからである。

このようにアメリカでは、委託者が詐害的な信託設定を行った場合、そして信託利益が受益者の財産となっている場合、債権者はその信託利益を差押えることができる。つまり、Spendthrift Trusts は債権者が差押えることができない財産 (誰のものでもない財産) を作り出す手法といえる。近年のアメリカでは、このような信託を利用することにより様々な制度回避スキームが考案されている⁽⁶⁴⁾。これは、アメリカでは財産処分の自由が強く認められているからであり、財産処分者である委託者意思の実現が様々な方法で図られているからである。この点は、信託設定により委託者は舞台より去る⁽⁶⁵⁾とするイギリス信託と大きく異なるところといえる。次に日本に

における詐害行為法（詐害信託・詐害行為取消）を確認する。

II 日本における詐害行為法

1. 詐害信託

債務者である委託者がその債権者を害することを知って信託を設定した場合、受託者が債権者を害することを知っていたか否かにかかわらず、債権者は受託者を被告として、民法424条3項に基づく詐害行為取消請求ができる（信託法11条1項）。このように民法上の詐害行為取消の対象となる信託設定のことを詐害信託という⁽⁶⁶⁾。詐害信託取消権は、民法424条が定める詐害行為取消権と同質の権利のため、詐害信託に関しては詐害行為取消権の法理が一般法として補充的に適用される⁽⁶⁷⁾。旧信託法では、受益者が受益権の取得時でなく、給付時に善意かつ無過失でなければ、取消権行使できない場合に該当しないとされていたが、贈与に対する詐害行為取消の場合とのバランスを考慮し、信託法11条1項但書は、受益者が現に存する場合には、当該受益者（当該受益者の中に受益権を譲り受けた者がある場合にあつては、当該受益者及びその前に受益権を譲り渡した全ての者）の全部が、受益者としての指定（信託行為の定めにより又は89条1項に規定する受益者指定権等の行使により受益者又は変更後の受益者として指定されることをいう）を受けたことを知った時（受益権を譲り受けた者にあつては、受益権を譲り受けた時）において債権者を害することを知っていたときに限られ、受益者の全部または一部が善意であれば取消権の行使はできないとする。ただし、受益者が既に信託財産に属する財産の給付を受けている場合には、個別の受益者に対し取消権を行使することとなるため、当該相手方受益者のみが悪意であれば足りる（信託法11条4項）。そして、受益者の指定又は受益権の譲渡に当たっては、1項本文、4項本文又は5項前段

の規定の適用を不当に免れる目的で、債権者を害することを知らない者（「善意者」）を無償（無償と同視すべき有償を含む）で受益者として指定し、又は善意者に対し無償で受益権を譲り渡してはならないとされている（信託法11条7項）⁽⁶⁸⁾。

信託法11条（詐害信託）の規定は、(1)信託設定時に受益者が指定されていない場合、(2)信託設定時に受益者が指定されている場合、(3)信託設定後に受益者指定権等の行使により受益者が指定された場合（受益者の変更も含む）、(4)信託設定後に受益者が信託財産に属する財産の給付を受けた場合に適用される（上述したケース1、4、5は、詐害信託の問題となる）⁽⁶⁹⁾。そして、具体的な適用（主観的・客観的要件等）は、民法424条（詐害行為取消権）の規定に従うこととなる⁽⁷⁰⁾。

詐害信託については、受託者を「民法424条の受益者」、受益者を転得者とする意見と受益者を「民法424条の受益者」とする意見がある⁽⁷¹⁾。筆者は、他益型信託における委託者・受益者間の信託設定行為を無償での財産権移転（単独行為の贈与）と捉えており⁽⁷²⁾、受益者は「民法424条の受益者」に該当すると考える。信託の特徴は、信託財産の名目的所有者（受託者）と実質的所有者（受益者）を異にする点にあり、信託は民法上の制度では説明することができない特別な制度である。そのため、信託法は民法424条の適用が及ばない部分につき信託法11条を置き、債務者である委託者の責任財産保全を図っている。詐害行為取消権に与えられた本来の使命は、責任財産を減少させる債務者の行為を否認することで責任財産の回復を図り、強制執行の準備をすること⁽⁷³⁾、債務者の下から逸出した財産を債務者の下に返還させることにある⁽⁷⁴⁾。そのため、債務者が有する財産が信託設定により、実質的に受益者に移転しても、「民法424条の受益者」である受益者ではなく、信託財産の名義主体である受託者を被告とするのである⁽⁷⁵⁾。さらに、日本信託

の受益者は英米法（特にイギリス）信託の受益者と異なり、信託財産に対するコントロール権を有さず、（信託財産から生じた利益を実際に享受した時に、享受した財産のコントロール権を取得する）条件付受益権を取得するだけのため、信託設定時に何も受益していない受益者は被告とならないのである（信託法11条1項）。ただし、受益者が受託者から信託財産に属する財産の給付を受けた場合には、受益者は「民法424条の受益者」として、詐害行為取消権行使の対象者となる（信託法11条4項）。委託者から受託者へ移転した信託財産自体が受益者に給付された場合、信託財産から生じた収益が受益者に給付された場合、いずれの場合においても受益者は転得者ではなく「民法424条の受益者」として、財産を取得したものとして、その給付行為が取消対象となる。このことは、詐害信託の目的（委託者の責任財産の保全）や他益型信託における委託者・受益者間の信託設定行為を無償での財産権移転とする主張と矛盾するように思える。しかし、受託者から受益者への給付が取消された場合、その効果は債務者である委託者にも及び（民法425条）、親族内の他益型信託では、信託は目的を達成することができず終了し、委託者の責任財産保全を図ることができる。また、受益者が取得する受益権は、例えば指定権者により受益者が変更されることや、第二次受益者や残余財産受益者が他者に設定されている場合、受益額が確定しないことなど、受益内容が制限された条件付債権のため、債権者は受益者が確実に給付を受けた部分のみしか取消権を行使することができないのであり（ただし、悪意の受益者に対し、委託者の債権者は、受益権を委託者に譲り渡す訴えを請求することができる（信託法11条5項）⁽⁷⁶⁾）、矛盾は生じない。そして、受益者から財産移転を受けた者が転得者となる⁽⁷⁷⁾。

このように信託法11条は、信託の特殊性から民法424条でカバーしきれない部分につい

て、債務者の責任財産減少からの保護を図っている。詐害信託の適用可否は、詐害行為取消制度に準ずることとなるため、次に詐害行為取消権行使の具体的要件について確認する。

2. 詐害行為取消権

詐害行為取消権は、債務者が債権の責任財産の不足することを知りつつ財産減少行為を行なった場合に、詐害行為を取消した上、逸出した財産を回復して債務者の一般財産を保全することを目的とするものであり、受益者又は転得者が詐害行為によって債務者の財産を逸出させた責任を原因として、その財産の回復義務を生じさせるものである（最高裁昭和35年4月26日第三小法廷判決・民集14巻6号1046頁、最高裁昭和46年11月19日第二小法廷判決・民集25巻8号1321頁等参照）。民法424条は、詐害行為取消権の要件として、債務者が債権者を害する法律行為（詐害行為）をしたこと（客観的要件）及び、債務者及び受益者または転得者が悪意であること（主観的要件）の2点を定めるが、取消可否の判断は、終局的には、取消権行使の主体に関する要件、取消権行使の客体に関する要件のほか、行為の詐害性成否の判断（債務者の動機や目的の正当性、手段や方法の妥当性、取引安全保障、債権者平等の尊重など）など、一切の事情を考慮し、総合判断される⁽⁷⁸⁾。

客観的要件の「詐害行為」は、債務者がなした債権者を害する行為⁽⁷⁹⁾で、身分行為など財産権を目的としない法律行為は含まれない。そのため、債務者以外の者がなした行為（例えば、債務者のために自己の不動産の上に抵当権を設定することを約した者がその不動産を第三者に譲渡するような行為）は該当しない（大判明治36年2月9日判決、民録9巻132頁）。また、相続の放棄のような身分行為は、詐害行為取消権行使の対象とならないとされる。なぜなら、取消権行使の対象となる行為は、積極的に債務者の財産を減少さ

せる行為であることを要し、消極的にその増加を妨げるにすぎないものを包含しないものと解するところ、相続の放棄は、相続人の意思からいっても、また法律上の効果からいっても、これは既得財産を積極的に減少させる行為というより、むしろ消極的にその増加を妨げる行為にすぎないとみるのが妥当であり、相続の放棄のような身分行為については、他人の意思によってこれを強制すべきでなく、もし相続の放棄を詐害行為として取消しうるものとするれば、相続人に対し相続の承認を強制することと同じ結果となり、不当であることが明らかであるからである（最高裁昭和49年9月20日第二小法廷判決、最民集28巻6号1202頁）⁽⁸⁰⁾。ただし、相続人が相続の放棄をした場合における、相続人の債権者からの取消権行使については、債務者の意思は尊重すべきであるが、相続財産がプラスのときの相続開始後債権者の期待利益も尊重すべきとし、肯定の余地を認める説が現在では有力である⁽⁸¹⁾。これに対し、共同相続人の間で成立した遺産分割協議は、相続の開始によって共同相続人の共有となった相続財産について、その全部又は一部を、各相続人の単独所有とし、又は新たな共有関係に移行させることによって、相続財産の帰属を確定させるものであり、その性質上、財産権を目的とする法律行為であるということができ、詐害行為取消権行使の対象となり得るものと解するのが相当とされる（最高裁平成11年6月11日第二小法廷判決、最民集53巻5号898頁）⁽⁸²⁾。なお、贈与の不承認については、債務者の法律行為の客体となる権利は、直接に債務者の責任財産を構成している権利でなければならず、間接的には財産上の利益に影響を及ぼす財産行為であっても、贈与または遺贈を拒絶する行為などは、債務者の自由意思に委ねられるべきであり、取消しの目的とならないとされる⁽⁸³⁾。

詐害性（債権者を害する）の判断は、一般的に債務者の財産処分行為により責任財産が

減少し、債権全額の弁済を得られなくなること、債務者が無資力または無資力となるか否かが基準となる。この場合、責任財産に条件付債権を加えるかについては、議論が分かれている⁽⁸⁴⁾。最高裁昭和40年4月20日第三小法廷判決（集民78号659頁）は、将来債権を目的とする債権譲渡の効力発生時点を、債権譲渡の目的たる売掛代金債権が具体的に発生した時点以後と見ることできないではないとし、将来債権の譲渡も詐害行為に該当するとした⁽⁸⁵⁾。

主観的要件の「受益者または転得者の悪意」は、受益者または転得者が詐害行為（転得）時に債権者を害すべき事実を知っていることを必要とするが、債務者による単独行為の場合、受益時に悪意であっても取消対象とならないため、無償行為の場合には受益者や転得者の悪意を要件としないとする意見がある⁽⁸⁶⁾。親族間で行われた贈与について、受益者の善意が認定されたことはほとんどない⁽⁸⁷⁾。

上述したとおり、詐害行為取消権行使の判断は、最終的には一切の事情を考慮し、総合的に判断されることになるが、今回の具体例を検討するにあたり特に重要視すべき点は、(1)詐害行為取消の対象となる行為は、債務者が行う行為であって、贈与や遺贈の拒絶など、間接的には財産上の利益に影響を及ぼす財産行為は、取消対象とならないこと、(2)親族間の無償行為において、受益者・転得者の善意が認められることはほとんどないことがある。筆者は、他益型信託における委託者・受益者間の信託設定行為を無償での財産権移転（単独行為の贈与）と捉えており、その立場からすれば、信託設定行為に対する詐害行為取消権行使の可否判断は、委託者から受益者に対する贈与と同様に捉えることができると考える⁽⁸⁸⁾。これらを参考に、先述した具体例につき検証する。

Ⅲ 検 討

1. 他益型信託：委託者A、受託者B、第一次受益者C、第二次受益者D

(1) ケース1：A（債務者、無資力）が信託を設定した場合

無資力状態にあるAが、第一受益者をC、第二次受益者をDとする信託を設定した場合、当該信託設定は、詐害信託に該当する。信託法11条1項は、委託者とその債権者を害することを知って信託をした場合において、受益者の全部が受益者としての指定を受けたことを知った時に、債権者を害することを知っていれば、債権者は、受託者を被告として、詐害行為取消請求をすることができる。他益型信託における委託者・受益者間の信託設定行為は無償の財産権移転であるため、当該信託設定行為により債務者Aの責任財産は減少し、債権全額の弁済が困難となる、詐害行為に該当する⁽⁸⁹⁾。詐害行為取消の要件「受益者が債権者を害すべき事実を知っていること」は、詐害行為の客観的要件を備えていることの認識とされているが（大判明治36年11月27日判決、民録9巻1320頁）、信託契約の設定は、委託者・受託者間で、受託者に対する財産の譲渡等並びに受託者が一定の目的に従い財産の管理等、当該目的の達成のために必要な行為をすべき旨の契約締結により行われ（信託法3条1項）、受益者は当然に受益権を取得する（信託法88条1項）。受益者が受益権の取得を知らない場合、受託者は、遅滞なく、その旨を通知しなければならないが、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる（同条2項）。つまり、信託設定に受益者の意思は必要とされていない。しかし、詐害信託の適用を不当に免れる目的で、債権者を害することを知らない者を無償で受益者として指定することは認められておらず（信託法11条7項）、かつⅡ2で述べたとおり、受益者が親族の場合、

受益者の善意が認定されたことはほとんどないことを考慮すれば、ケース1のような親族内における他益型信託の設定は、詐害信託に該当し、Aの債権者は信託利益（財産）を差押えることができる。

(2) ケース2：C（債務者、無資力）が受益権を放棄した場合

信託契約の設定に、受益者の意思は必要とされないが、他益型信託における受益者は、受益権を放棄することができる（信託法99条1項）。詐害行為取消の対象となる債務者の行為は、債務者の責任財産を直接に構成する財産の減少行為でなければならず、間接的には財産上の利益に影響を及ぼす財産行為であっても、贈与を拒絶する行為などは、債務者の自由意思に委ねられるべきであり、取消目的とならない。このことから、債務者Cによる受益権放棄は、原則、詐害行為取消の対象とならない。しかし、委託者・受益者間における信託設定行為は、信託契約で定められた条件に従い、信託財産から生じる利益を受益者へ付与する条件付贈与であるため、受益権から生じる利益を既に享受している受益者が、無資力となり、信託財産から生じる利益を他の親族へ移転するため、受益権を放棄した場合には、債権者の期待利益を尊重し、Cの債権者は受益権放棄を詐害行為として取消することができると考えられる。これは例えば、無資力のCが受益者に設定されたときに受益権の放棄をした場合には、Cの債権者を保護する必要はないため、詐害行為取消の対象とならないが、受益権を責任財産として債権者から資金提供を受け、その後、無資力となり、受益権を放棄した場合には、Cの債権者を保護する必要があるため、詐害行為取消の対象となる（第二次受益者がDと設定されているため、Cの受益期間が定められている場合、債権者の保護利益は、第一次受益者が受益できる限度となる）。ケース2の場合、Cの債権者が受益権を受益者の責任財産と捉えてい

たかによるが、原則、Cの債権者は信託利益(財産)を差押えることはできない。

- (3) ケース3：受益者指定権を有するBが、C(債務者)が無資力になったとき、Dを受益者として指定した場合

ケース3は、Cが自ら受益権放棄するのではなく、受益者指定権を有するBがCの無資力を機に、Cの債権者から信託財産を守るため、受益者指定権を行使しDを受益者として指定した場合である。信託法89条1項は、受益者を指定し、又はこれを変更する権利(受益者指定権等)を有する者の定めのある信託においては、受益者指定権等は、受託者に対する意思表示によって行使するとの規定を置く。受託者Bが受益者指定権を行使するとCの有する受益権は消滅し、Dが受益権を取得することとなる。ケース3もケース2と同様、詐害信託ではなく、民法の詐害行為取消の対象となるかが問題となる。詐害行為取消の要件は、債務者が債権者を害する法律行為(詐害行為)をしたこと(客観的要件)及び、債務者及び受益者または転得者が悪意であること(主観的要件)の2点である。この場合、債務者であるCは積極的・消極的、いずれの行為も行っていないため、Cへの債権が、Cが受益権を有し、信託財産から生じる利益を享受した後に生じたものであっても、Cの債権者は保護されない。なぜなら、債務者の責任財産を構成する財産に条件付債権は含まれるが、Cが保有する受益権は、実際に分配を受けた金額を除き、その価値が不確定な債権であるからである。ただしCの債権者は、既に分配が確定した部分については、当然、Cの責任財産とすることができる。結果、ケース3は詐害行為取消権行使の対象とならず⁽⁹⁰⁾、Cの債権者は信託利益(財産)を差押えることはできない。

2. 自益型信託から他益型信託：委託者A、受託者B、第一次受益者A、第二次受益者C

- (1) ケース4：A(債務者、無資力)が信託を設定した場合

自益型信託の場合、信託設定により債務者である委託者から特定の財産が流出する一方、委託者は受益者として受益権を取得することになるため(特定財産から受益権に財産が転換する)、信託財産の流出に代えて受益権を取得したことが詐害行為に該当するかが問題となる。判例は、債務者が弁済などのために相当の対価で不動産を売却し、かつその代金を弁済や有用物の購入資金としかつその物が現存するときは詐害行為にならないとし(大判明治37年10月21日判決・民録10巻1347頁、大判明治44年10月3日判決・民録17巻538頁、大判大正7年9月26日判決・民録24巻1730頁など)、最高裁もこの立場を踏襲してきた。これに対し通説は、時価相当額での不動産譲渡行為の場合、当該不動産は債務者財産から消失するが、代わりにその代金が財産にプラスされるため、債務者の総財産額に変動はなく、債権者を害するものではないから詐害行為には該当しないとし⁽⁹¹⁾、債権額が確定している金銭債権の譲渡については、時価相当性の有無が明白なため、相当対価であれば詐害性なしとされている⁽⁹²⁾。このような状況の中、新法は、相当の対価を得てした財産の処分行為については、①その行為が、不動産の金銭への換価その他の当該処分による財産の種類の変更により、債務者において隠匿、無償の供与その他の債権者を害することとなる処分(以下「隠匿等の処分」という)をするおそれを現に生じさせるものであること、②債務者が、その行為の当時、対価として取得した金銭その他の財産について、隠匿等の処分をする意思を有していたこと、③受益者が、その行為の当時、債務者が隠匿等の処分をする意思を有していたことを知っていたことのいずれにも該当する場合にのみ、詐

害行為取消請求をすることができるとする特則を設けた（民法424条の2）。

自益型信託の場合、委託者の債権者は受益者の債権者として、受益者の解除権を代位行使し、委託者（受益者）に戻ってきた信託財産に対して強制執行することで、受益権を通じて信託財産に対して間接的にかかっているとされるが⁽⁹³⁾、信託財産が仮に不動産であったとしても、債務者である委託者の責任財産は、不動産から受益権に（等価で）転換しただけであり、債権者の目的が債務者の責任財産保全にあることからすれば、（民法424条の2の特則に該当せずとも）自益型信託の信託設定行為は詐害行為に該当しないと考えられる⁽⁹⁴⁾。ただし、信託契約の内容が、将来の受益者変更を含むものである場合には、受益権の価額は当初財産の価値と等価とならないため、留意が必要である。つまりケース4は、原則、詐害信託に該当せず（最終的には総合的判断となる）、Aの債権者は受益権を差押えることができる。

- (2) ケース5：受益者指定権を有するBが、A（債務者）が無資力になったとき、Cを受益者として指定した場合

ケース5は、ケース3と同様、受益者指定権の行使により受益者が変更となる場合である。ただし、ケース5では債務者であるA自身が、受託者Bに対し受益者指定権を付与する信託契約を行うため、詐害信託の対象となる。信託法11条1、4、5項は、「委託者とその債権者を害することを知って信託をした場合」とし債権者の詐害行為を要件とするが、7項は、受益者の指定に当たっては、詐害信託の適用を不当に免れる目的で、債権者を害することを知らない者（善意者）を無償で受益者として指定してはならないとするため、Aが無資力になったことを契機にCを受益者として指定する行為は同項に該当し、詐害信託の対象となる。Aの債権者は信託利益（財

産）を差押えることができる。

まとめ

日本では、裁量信託がほとんど利用されていないため、アメリカと比較すると日本の方が詐害的信託に対し、厳しい規定を設けているように思える。しかし、上記具体例を検証してみると、アメリカ詐害行為法と日本詐害行為法は、ほぼ同じ結果になることが分かる。つまり、信託は財産の名目的所有者と実質的所有者を異にする制度であるため、信託を利用した詐害的行為に対しては、アメリカ、日本のいずれにおいても、贈与よりも厳しいルールが設けられていることが分かる。そして、いずれの国においても「信託利益（財産）は誰のものか」がその判断指標となる。例えば、委託者が自身の財産を債権者の差押えから逃れるために、自身を受益者とする信託を設定した場合、たとえ受託者に受益者指図権を与えた裁量信託であったとしても、信託利益（財産）は委託者のものであるため、委託者の債権者は信託利益（財産）を差押えることができる（債務超過の委託者が他者のための信託設定をした場合も信託設定時における信託利益（財産）は委託者のものであるため、同様となる）。これに対し、債務超過の受益者が信託利益（財産）を取得する権利を放棄した場合、信託利益（財産）は受益者のものではないため、受益者の債権者は信託利益（財産）を差押えることはできない。これは、第一次受益者が債務超過となった場合に第二次受益者に受益者が変更となる条件付信託の場合においても同様である。なぜなら、信託利益（財産）は第一次受益者が債務超過になった時に第二次受益者のものとなるからである。

しかし、アメリカは Spendthrift Trusts を有する点で日本（その他諸外国）と大きく異なる。Spendthrift Trusts の最大の特徴は、債権者が差押えすることができない財産（誰のものでもない財産）を作り出せることにあ

る。日本にも似たような制度として「受益者の定めのない信託」がある⁽⁹⁵⁾。しかし、受益者の定めのない信託は、信託の変更により受益者の定めを設けることはできない（信託法258条2項）、信託の変更により受益者の定めを廃止することはできない（同法3項）とされており、Spendthrift Trustsのように受益者のものであるが、分配されない限り差押えできない信託として利用することはできない。上述したとおり Spendthrift Trusts では、信託利益が実際に受益者に分配されない限り、受益者の債権者から守られ、債権者が手を出すことのできない財産が作られる。そして、保護された財産は必要な時期に次の受益者へ分配され、家産を財産管理能力の不十分な受益者から守り、次世代へ継承することができる。アメリカでは今や Spendthrift Trusts がデフォルトルールのように多用されている。このような信託が認められていることに疑問を呈する声もあるが⁽⁹⁶⁾、今後このような信託利用が促進されていくのか、またアメリカ型に近い日本の信託制度が、この流れに続くのかは注目すべき点である。重要なことは、Spendthrift Trusts だけでなくマネーロンダリングとして利用されるオフショアトラスト⁽⁹⁷⁾など、ユースの頃から誰のものでない財産を作ることができるスキームであった信託の特徴を自分や家族の利益のためだけに利用することが社会に対する信義に反しないのかということであろう。

【注】

(1) 1900年に日本興業銀行法、1905年に担保附社債信託法が制定されているが、日本興業銀行法は、日本興業銀行を設立するために設けられた法律であり、初めて信託という用語が用いられたものの、定義等の定めは設けられず、また担保附社債信託法は、社債の信用強化を図り資本供給を潤滑にするための社債担保制度を創設するために設けられた法律であり、同

法における信託は、物上担保付社債にすることにより社債引受人に対する保証を厚くすること、及び法律関係の簡潔化のみを目的として利用されたものにすぎなかった。本来的信託は、1922年の信託法制定により初めて設けられた。

- (2) 佐藤仁「消費者信託の有効性について一わが国に消費者信託を導入する手懸かりとして一」信託124号89-100頁、井上彰「ニューヨーク州消費者信託の誕生」比雑21巻3号1-63頁、同「消費者信託誕生史の素描」信託法14号29-60頁、同「妻の特有信託と期限前処分禁止制度の誕生一消費者信託誕生史の一断章」新報96巻6号21-59頁、福井修「信託受益権に対する差押え」富大経済論集63巻3号277-298頁など参照。
- (3) 債務超過を含む。
- (4) ただし、刑罰規定はほとんど適用されなかった（佐藤岩昭『詐害行為取消権の理論』194-196頁（東京大学出版会2001）参照）。なお、破産者の詐害行為に関しては、Insolvency Act 1986 XVIが適用される。
- (5) 判決の詳細は、佐藤・前掲注(4)、199-201頁参照。
- (6) 詐害行為に該当する根拠（6つ）のうちひとつが、関係者間で信託が利用され、贈与者は全ての財産を自身の物として引き続き使用していること、Fraud（詐欺）はいつも信託の衣をまとい、信託はFraudで覆われていることであった。

アメリカでは信託の利用は、Uniform Fraudulent Transfer Actが定める要件に該当する場合にのみ詐害行為となり、Good Faith（善意）の間接的陳述は、もはやFraudulent Intent（詐害的意図）の明確な証拠として認められない。UVTA §4 Comment 5 at 22.

- (7) Resulting Trusts は法定信託のため、例えばAとBが共同で不動産を購入し、A

- の名義にした後、AとBが別れた場合、信託を利用していなくとも不動産はBの Resulting Trusts となる (Tinsley v. Milligan, 1 A.C. 340 (1994))。ただし、Constructive Trusts (擬制信託) と Resulting Trusts の区別は非常に困難である。
- (8) 本件も自益型信託である。
- (9) JAMES KESSLER, DRAFTING TRUSTS AND WILL TRUST at 59 (12th ed. 2015).
Protective Trusts が確立するまで、裁判所は誰も債権者を自身の財産から排斥する権限を有さないことと、委託者は自身の財産を自由に処分することができることの間で悩まされてきた。HANBURY & MARTIN, MODERN EQUITY at 181 (20th ed. 2015).
- (10) HANBURY & MARTIN, *supra* note 9 at 31.
- (11) HANBURY & MARTIN, *supra* note 9 at 183. なぜなら破産を条件とする贈与は無効とされるからである。
- (12) JOHN MCGHEE QC et al, SHELL'S EQUITY at 592 (33th ed. 2015); デイヴィッド・ヘイトン著、新井誠監訳『信託法の基本原理』55頁 (勁草書房1996) 参照。
実際、受益権喪失の起因が何かは不明瞭で、裁判所は多くの場合で宣告を余儀なくされた (リチャード・モイス、新井誠 = 岸本雄次郎訳「連合王国における私益信託の利用」新井誠編『信託制度のグローバルな展開 公益信託 甘粕記念信託研究助成基金講演録』573頁 (日本評論社2014) 参照)。
- (13) HANBURY & MARTIN, *supra* note 9 at 189.
- (14) 例えば、Westminster Bank v. Platt 事件 (CLY 4386 (1950)) では、「生存中の利益を保護する為に」実施した贈与が有効と判断され、また Reymond and Gorst v. King Edward's Hospital Fund for London and Custodian of Enemy Property 事件 (1 All ER 383 (1944)) では、「私の姉の利益のための Protective Trusts として」行った所得の贈与は、姉に生前中の所得を得させるつもりであったかが問題とされ、結果、十分と判断された。
- (15) デイヴィッド・ヘイトン著、前掲注12、55頁参照。信託証書を作成する方法もある (島田真琴「イギリスにおける信託制度の機能と活用」慶應ロー7号231頁参照)。
- (16) HANBURY & MARTIN, *supra* note 9 at 182.
- (17) Saunders v. Vautier 原則が重要視されるイギリスでは、受益者の権利 (処分権) が強く認められるため、Protective Trusts では確定利益が重要となる (確定した利益は受益者のものとなり、委託者による介入は認められない)。これに対し、Clafrin 原則が重要視されるアメリカでは、財産所有者 (委託者) による財産権の自由が強く認められるため、受益者による信託利益の処分を制限する Spendthrift Trusts が認められている。
- (18) UFCA はセクション14から成り、25の州で承認された。UFCA §4では債務超過の状態の者により行われた公正な対価でない移転は詐害行為に該当する、UFCA §7では詐害意図をもって行われた移転は、現在及び将来の債権者に対する詐害行為に該当すると定めている。
- (19) UFTA はセクション13から成り、ヴァージン島を含む25の州により承認された。UVTA Prefatory Note at 1.
- (20) UVTA はセクション16から成り、現在21州で承認されている。
- (21) 水野吉章「詐害行為取消権の理論的再検討(1)」北法58巻6号560頁参照。
- (22) UVTA §4は UFCA §5, 6, 7、UVTA §5(a)は UFCA §4を引き継いだ。UVTA §5(b)は UFTA から新たに設けられた

- 規定。UVTA § 8(e)(2), § 11は UVTA で新たに設けられた規定である。なお、UFCA § 8は UFTA、UVTA に引き継がれていない。UVTA Prefatory Note at 2-6.
- (23) UVTA では、Fraudが必要要素とはされなくなった。UVTA § 4 Comment 8 at 25.
- (24) その行為時の現在若しくは将来の債権者に向けられている必要はなく、債権者に対する欺く意図がなくとも、妨げ、手間取らせていれば Actual Intent に該当する。UVTA § 4 Comment 3, 8 at 21, 25.
- (25) UFCA で Fair Consideration (公正な対価) とされていたのが UFTA で Reasonably Equivalent Value (合理的に等しい価額) に修正され、UVTA でも引き続き採用されている。UVTA § 4 Comment 3 at 21.
- (26) *Travelers Indemnity Co v. Cormaney*, 258 Iowa 237, 138 N.W.2d 50 (1965); *Hatheway v. Hanson*, 230 Iowa 386, 297 N.W. 824 (1941).
- (27) UVTA § 4(b)(1)~(11)に該当する事項が多ければ、債務者の Actual Intent に関連する証拠があると判断されるかもしれないが (Badges of Fraud (詐欺の徴憑) を含んでいる)、これらの項目に該当すれば、Actual Intent が推定される訳ではない。UVTA § 4 Comment 6 at 22. それを証明するのは債権者である (UVTA § 4(c)).
- (28) UVTA § 4 Comment 8 at 25-27.
UVTA § 4(a)(1)は、債務者をまともな限界で拘束するラストリゾートの規制ツールとされる。UVTA § 4 Comment 8 at 27.
- (29) UVTA § 2 Comment 1 at 15-16.
- (30) *Mackason's Appeal*, 42 Pa. 330, 338-39 (1862); *Patrick v. Smith*, 2 Pa. Super. 113, 119 (1896); UVTA § 4 Comment 2 at 21.
- 現在、一定の条件の下、Self-Settled Spendthrift Trusts を設定することをいくつかの州では認めている。UVTA § 4 Comment 2 at 21.
- (31) *Epstein v. Goldstein*, 107 F.2d 755, 757 (1939) .
- (32) 水野吉章「詐害行為取消権の理論的再検討(3)」北法59巻3号476頁参照。
- (33) *Katz v. Banning*, 617 N.E.2d 729, 735-736 (Ohio 1992).
- (34) *Eldridge v. Eldridge*, 617 N.E.2d 57, 62 (Ill. App. Ct. 1993).
- (35) *Restatement of the Law Trusts (Third) Vol.2 § 58 Comment (1)b at 356.*
- (36) Uniform Trust Code 2000を承認していないアラスカ州やデラウェア州では、委託者の債権者がかかっている信託を認めている。Peter R. Brown, George L. Cushing, *Understanding "Estate Planning": Asset Protection or Fraudulent Conveyance*, AAML Vol.16 at 359-361, 347-377 (2000).
- (37) 債権者から受益者を保護する条項は、約89.7%の信託において折り込まれているとの報告もある (ただし、調査はアメリカも含む諸外国で信託組成に携わる者を対象としている)。Adam Hofri-Winogradow, *The Demand for Fiduciary Services: Evidence from the Market in Private Donative Trusts*, 68 *Hastings L. J.* at 931, 985- 988 (2017).
- (38) 裁量信託では、将来の事情を考慮に入れた信託利益の弾力的分配を行うことができるため、エステイト・プランニングの一手法として利用されてきた (植田淳「アメリカの生命保険信託」信託204号33頁参照)。
- (39) JESSE DUKEMINIER & ROBERT H. SITKOFF, *WILL, TRUSTS, AND ESTATES* at 687-691 (9th ed. 2013).

- (40) ただし、Nichols v. Eaton 事件 (91 U.S. 716, 726 (1875))では、Spendthrift Trusts は債権者が受益者の所得を確定することができないため、不公平であると判断された。
- (41) GERRY W. BEYER, TEACHING MATERIALS ON ESTATE PLANNING at 62 (1995).
ただし、浪費者条項が設けられていたとしても、受益者に利益や財産が分配された場合、その分配された財産には当該条項の効力は及ばない。心神耗弱者や浪費者のように社会生活の落伍者を保護する必要は、ローマ十二表法に Cura Prodigii の制度が認められて以来、是認された問題であるため、信託制度を用いてこの目的を達することは有効とする意見がある (濱田徳海『信託法概論』114頁 (自治館1934) 参照)。
- (42) 死者の手 (委託者の意思) が及ぶのは1世代限りとし、2世代以降は信託の流動性を認めるべきとする意見もある。Richard C. Ausness, *Sherlock Holmes and The Problem of The Dead Hand: The Modification and Termination of "IRREVOCABLE" Trusts*, 28(3) *Quinnipiac Prob. L. J.* at 302-303, 237-303 (2015).
- (43) DUKEMINIER & SITKOFF, *supra* note 39 at 695-696.
- (44) State v. Krueger, 776 A.2d 720 (2001).
- (45) 信託の受益者は、将来の元本および所得の支払のために、自身の権利を移転することはできず、受益者の債権者はその請求支払のために受益者の利益を目的とすることはできないと定める。
- (46) ひとつは、委託者兼受益者の信託若しくは能力に障害がある者のための Special Needs Trusts の場合であり、もうひとつは詐欺的移転の場合である。
- (47) 受益者による信託利益の一部若しくは全部の放棄は、譲渡に該当しない (Stewart v. Johnson, 88 N.C.App. 277, 362 S.E.2d 849 (1987))。なぜなら受益者による信託利益の放棄は妨げられるべきでなく、また Spendthrift Trusts が想定する処分は、委託者により行われるものだからである。Restatement of the Law Trusts (Third) Vol.2 § 58 Comment C at 385.
- (48) Restatement of the Law Trusts (Third) Vol.2 § 58 General Comment a at 355.
- (49) 受益者に対し、信託財産の即時分配請求権を与えている場合、信託利益の自発的又は非自発的譲渡に対する制限は無効となる。Croom v. Ocala Plumbing & Elec. Co., 62 Fla. 460, 57 So. 243 (1911); Ullman v. Cameron, 186 N.Y. 339, 78 N.E. 1074 (1906). Restatement of the Law Trusts (Third) Vol.2 § 58 Comment on Subsection (1) b(1) at 356.
- (50) § 59は、有効な Spendthrift Trusts における受益者の利益は、(a)子供・配偶者・前配偶者の扶養、若しくは(b)生活必需品の購入または供給、信託財産にかかる受益者利益の保護のためのサービスや供給のためであれば、受益者に対する強制的請求権の履行により差押えることができるとする。Restatement of the Law Trusts (Third) Vol.2 § 59 at 395.
- (51) 自益型信託で浪費者条項を定めた場合も(2)の適用により無効となる。Restatement of the Law Trusts (Third) Vol.2 § 58 Comment on Subsection (1) b at 356.
委託者が信託機能を利用することにより、信託利益を留保し信託財産の分配を遅らせ、将来の受益者による信託利益の移転や破産による信託利益の喪失を防ぐこと (Pre-planned Fraudulent Conveyance、事前の詐害移転) を避けるため、自益型信託には利用できない。
- (52) Reciprocal Trust (相互信託) の場合

- も同様の取扱いとなる。Restatement of the Law Trusts (Third) Vol.2 § 58 Comment on Subsection (2) Illustrations 9 at 363.
- (53) Restatement of the Law Trusts (Third) Vol.2 § 58 Comment on Subsection (1) b at 356-357.
- (54) Restatement of the Law Trusts (Third) Vol.2 § 58 Comment c at 385.
- (55) 受益者に分配される信託利益で、受託者が定められた分配時の後、合理的な期間内に受益者に対し分配をしていない、受益者が受託者に対し分配請求できるものについては、受益者の債権者による差押えの対象となる。Restatement of the Law Trusts (Third) Vol.2 § 58 Comment on Subsection (1) d(2) at 361.
- (56) Nichols v. Eaton, 91 U.S. 716 (1875); Broadway National Bank v. Adams, 133 Mass. 170 (1882); Scott v. Bank One Trust Co., 62 Ohio St.3d 39, 577 N.E.2d 1077 (1991).
- (57) Restatement of the Law Trusts (Third) Vol.2 § 57 at 349. これは Protective Trusts とも言われる。
- (58) Uniform Trust Code 2000は、現在33州において承認されている。
- (59) § 503は、受益者による扶養について裁判所命令を受けた子供・配偶者・前配偶者、受益者の信託利益保護のためのサービスを供給した債権者、そして国や州からの請求に対しては、浪費者条項を強制できないとする。Uniform Trust Code § 503 at 84.
- (60) Uniform Trust Code § 502 at 82-83.
債権者は、受託者から支払われた後、受益者から直接、取り立てることしかできない。Uniform Trust Code § 502 Comment at 83.
- (61) Uniform Trust Code § 505 at 89-90.
§ 505は、(1)浪費者条項の有無にかかわらず、委託者の生存中、その債権者は撤回可能信託の信託財産を差押えの対象とすることができ、(2)非撤回信託においても委託者の債権者は、委託者が受ける利益の範囲で差押えをすることができるとする。
- (62) § 506(b)は、浪費者条項の有無にかかわらず、受益者の債権者若しくは譲受人は、受託者が定められた分配時の後、合理的な期間内に受益者に対し分配をしていない場合は、信託終了に伴う分配を含む、収益または利益の必須分配を差押えることができるとする。
- (63) Uniform Trust Code § 501 at 81.
- (64) 遺言検認回避のための遺言代用制度として利用される Revocable Living Trusts (撤回可能生前信託) は、委託者が自身の有する財産を遺言検認制度の対象とならない別の箱に置いている、誰のものでもない財産を作り出す手法である(福田智子「意思能力低下に備えた財産管理制度に関する提言—米国における撤回可能生前信託 (Revocable Living Trust) からの示唆—」中大院47号23-39頁、同「信託設定行為の法的性質—信託目的による受益者意思拘束の正当性—」博士学位論文参照)。
- (65) DAVID HATON et all, UNDERHILL AND HAYTON LAW RELATING TO TRUSTS AND TRUSTEES at 19-20 (19th ed. 2016).
- (66) 詐害行為取消の対象となる行為が、信託設定行為か財産移転行為かについて議論がある。詐害行為取消権を行使することにより取引の安全に与える影響は大きく、取消しの範囲は責任財産保全のために必要かつ十分な範囲に限定されることが望ましい。また、信託財産が複数の場合も考慮すると、財産移転行為が取消対象行為になると考えられる。ただし、例えば信託財産が不動産1つである場合や財産移転行為の取消しにより信託目的が

- 達成できなくなる場合には、信託法163条に基づき信託は終了する。
- (67) 四宮和夫『信託法〔新版〕』148頁（有斐閣1989）参照。
- 詐害信託の規定は、委託者による財産隠匿を防止し債権者を保護するため、詐害行為取消の手続きを更に拡張し、容易ならしめたものであった（信託会社協会編『信託法規ノ成立〔池田寅次郎発言〕』250頁（信託会社協会1922）参照）。
- (68) 同項は、詐害信託設定を排除する目的を徹底する観点から、債務者たる委託者があえて不当な目的をもって無償の受益者を配置することにより、詐害信託取消権または受益権譲渡請求権の行使を免れるということができないということ（いわば条理の問題ではあるが）、確認的に規定し詐害行為取消よりも強固なものとされる（法務省民事局「法制審議会信託法部会第28回会議議事録」参照）。同項については、無償であれば「適用を不当に免れる目的」は、原則認められるとする意見もある（道垣内弘人編『条解信託法〔大村敦志執筆〕』69頁（弘文堂2017）参照）。
- (69) 遺言信託・自己信託と詐害信託との関係については、道垣内弘人『信託法』121頁（有斐閣2017）参照。
- (70) 名古屋高裁金沢支部平成23年4月27日判決（租税関係行政・民事事件判決集（徴収関係）平成23年1月～12月順号23-29）は、信託契約が締結された当時、信託財産である不動産にはその価額を超える金額の債権を現実の被担保債権とする根抵当権及び抵当権が設定されており、本件不動産には一般債権者の共同担保となるべき余地がなかったというべきであるため、債務者が行った信託契約締結行為に詐害性は認められないとした。また、東京地裁平成30年3月19日判決（裁決集未載）は、本件信託契約は実質が無い、
- または無償譲渡に類似し、詐害性の強いものであり、信託法11条1項本文の「債権者を害する」行為に該当するため、本件信託契約は取消し得るものであるとした。
- (71) 能見 = 道垣内『信託法セミナー(1)』138-146頁（有斐閣2013）参照。前者として、入江眞太郎『全訂信託法原論』227頁（巖松堂書店1933）、四宮・前掲注67、148-149頁。後者として、八田卓也「詐害信託の取消における『相対効』原則修正の可能性」『信託と民事手続法の交錯』1-17頁（トラスト未来フォーラム2016）、鶴藤倫道「民法法理から見た詐害信託取消権」『信託の理念と活用』67-101頁（トラスト未来フォーラム2015）。
- (72) 詳細については、福田・前掲注(64)参照。
- (73) 潮見佳男『新債権総論Ⅰ』723頁（信山社2017）参照。
- (74) ただし、受益者がその財産の返還をすることが困難であるときは、債権者は、その価額の償還を請求することができる（民法424条の6）。
- (75) 山田誠一「詐害信託の取消しについて」『信託及び財産管理運用制度における受託者及び管理者の責務及び権限』49頁（トラスト未来フォーラム2016）参照。その他、信託における受託者と受益者の両者があいまって、民法424条の受益者に該当すると解する意見もある（鶴藤・前掲注(71)、93-95頁参照）。
- 信託法11条5項は、受益者に対し受益権を委託者に譲り渡すことを求めることを認めているが、他益型信託から自益型信託への変更が信託契約に定められていない場合、信託法163条1項1号に該当し、信託が終了することもあるであろう。
- (76) 委託者兼受益者となり、信託目的に反し信託が終了することもある。
- (77) 受託者から財産を取得した第三者も転得者と考え、受託者が信託財産の価値

を減少させる行為は注意義務違反行為に該当する。

(78) 奥田昌道編『新版 注釈民法(10)Ⅱ 債権(1)〔下森定執筆〕』821-823頁(有斐閣2011)、来栖三郎編『民法学の現代的課題』下森定「債権者取消権の成立要件に関する研究序説」225-259頁(岩波書店1972)参照。

(79) 契約に限らず、例えば権利の放棄などの単独行為も含む(於保不二雄『債権総論〔新版〕』181頁(有斐閣1972)参照)。

(80) 相続放棄が対象外とされた理由が、既得財産増加の消極的回避行為にあるとすれば、受益権放棄も取消権行使の対象外行為となるであろう。

遺産相続の放棄は、たとえ相続人の債権者詐害の目的に利用された場合でも、(その実債権者は相続人の既存財産は少しも変化はないのであるから、損害はないのであるが)詐害行為取消の目的とならないと解するのを正当とする(大判昭和10年7月13日判決・裁判例3876号6頁、東京高裁昭和30年5月31日判決・下民集6巻5号1051頁)。

(81) 谷口知平『注釈民法(25)相続(2)』359頁(有斐閣1970)、椿寿夫「相続の承認・放棄と債権者」判タ403号14頁、奥田・前掲注(78)、836-844頁、潮見・前掲注(73)、767頁、吉田邦彦『家族法判例百選〔第4版〕(別冊ジュリ99)』204-205頁、星野英一「最高裁判所民事判例研究」法協85巻5号132-133頁参照。相続放棄と債権者取消権に関する学説変遷は、大島俊之「相続放棄と債権者取消権2完」法時57巻9号118-120頁に詳しい。

内田貴は「『相続放棄』は、入ってくるはずの財産が入らず債権者の期待に背くことはあっても、現状より財産状態が悪化することはないから、そもそも詐害行為となり得ないのではないか」とする(同『民法Ⅲ〔第4版〕』367頁参照(東

京大学出版会2020))。中田裕康は、債権者の期待よりも相続人の放棄の自由を優先することが民法の構造に整合的とする(同『債権総論〔第三版〕』244頁(岩波書店2013)参照)。

(82) 本件の高裁(東京高裁平成10年1月22日判決、最民集53巻5号915頁)は、「遺産分割協議は、熟慮期間中に相続放棄をするのとは異なり、いわゆる遺産共有となっている相続財産について、いったん相続を承認して、もはや放棄することができない状態になった後に、これを相続人間で分割協議することにより他の相続人が相続によって取得したことにするのであるから、実質的には相続人間で贈与するのと同視し得るものというべきであって、遺産分割協議も詐害行為取消権の対象となり得るものと解するのが相当である。」とする。

その他、不動産を共同相続した後、相続人間で行った贈与は詐害行為になるとした事件として、奈良地裁昭和27年11月8日判決(下民集3巻11号1582頁)、旧破産法関係だが、不動産を共同相続した後に行った共有持分放棄は、詐害行為にあたる事件として、名古屋高裁昭和35年4月18日判決(高裁民集13巻3号331頁)がある。遺産分割協議による財産移転は、一度取得した財産を手放すことになり積極的に債務者の財産を減少させる行為に該当する。

民法起草者の一人、梅謙次郎は、共有物の協議分割が詐害行為に該当する場合には、取消権行使の対象になるとする(同『民法要義 卷之二物権編』215-216頁(有斐閣書房1911))。星野英一は、「共同相続人の債権者は、その共同相続人のした協議の意思表示を取り消し、かくて持分を差し押えることができ、相続債権者は、共同相続人全員について協議の意思表示を取り消し、かくて共有(合有)状態に

- 復した遺産に対して執行できる」とする（同『民法論集 第3巻』512頁（有斐閣1972））。
- (83) 於保・前掲注（79）、183頁、我妻栄『〔新訂〕債権総論』177頁（岩波書店1964）、谷口・前掲注（81）、359頁、奥田昌道『債権総論〔増補版〕』291頁（悠々社1992）、林＝石田＝高木『債権総論〔第3版〕〔石田喜久夫執筆〕』194頁（青林書院1996）、潮見・前掲注（73）、763頁、飯原一乗「相続の放棄と詐害行為取消権」判タ322号97頁参照。
- (84) 奥田・前掲注（78）、846-847頁参照。積極説として、於保・前掲注（79）、184頁、奥田・前掲注（83）、293頁、消極説として、林＝石田＝高木・前掲注（83）、200頁参照。
- (85) 札幌高裁昭和49年9月24日判決（判時763号51頁）は、貸主からの借入金をもって仮処分決定の保証金に充てた場合に、貸金の弁済期前に代物弁済として供託金取戻請求権を譲渡しても、請求権行使可能の時期が到来するまでは実質上貸金に対する担保に過ぎないから、右譲渡行為は詐害行為にはならないとする。
- (86) 奥田・前掲注（78）、855-856頁参照。
梅謙次郎は、有償行為と無償行為を分ける理由はないため、新民法では採用しなかったとする（同『民法要義 卷之三 債権編』86頁（有斐閣書房1911）参照）。債権法改正において、無償行為については債務者の悪意推定規定、受益者の主観的要件の不要案も示されたが（法務省民事局参事官室「民法（債権関係）の改正に関する中間的な論点整理の補足説明」74頁参照）、無償行為には多種多様なものがあり、無償行為すべてに妥当する詐害性判断の準則を立てることができるか疑問があるため、特別な規定は設けられなかった（「法制審議会民法（債権関係）部会第2分科会第3回会議議事録」、潮見・前掲注（73）、798-799頁参照）。
- (87) 親族間贈与が詐害行為に該当すると判断した事件として、最高裁平成12年3月9日判決（最民集54巻3号1013頁）、最高裁昭和35年2月9日第三小法廷判決（最民集14巻1号96頁）、東京高裁平成29年9月27日判決（判時2386号55頁）、大阪高裁平成16年10月15日判決（判時1886号52頁）、東京高裁平成11年10月21日判決（金判1082号28頁）、東京高裁平成4年7月16日判決（判時1430号90頁）、仙台高裁平成4年3月18日判決（金判994号11頁）、東京高裁昭和54年11月29日判決（判タ408号86頁）、東京高裁昭和49年11月18日判決（金判443号7頁）、福岡高裁昭和48年1月24日判決（判タ292号261頁）、広島高裁昭和40年9月6日判決（判時426号38頁）、大阪高裁昭和38年4月30日判決（判時357号44頁）、東京高裁昭和29年7月31日判決（下所集5巻7号1191頁）、東京地裁平成22年11月29日判決（判タ1350号212頁）、東京地裁平成19年10月25日判決（判時2005号27頁）、東京地裁平成17年1月31日判決（判タ1182号254頁）、東京地裁平成16年5月24日判決（金判1231号50頁）、大阪地裁平成9年6月26日判決（金判1032号47頁）、浦和地裁平成5年11月24日判決（金判945号34頁）、京都地裁平成4年6月19日判決（判タ813号237頁）、秋田地裁大曲支部昭和63年8月16日判決（金判994号16頁）、東京地裁昭和55年5月30日判決（判時985号92頁）、鹿児島地裁昭和54年8月10日判決（交通民集12巻4号1107頁）、東京地裁昭和47年12月23日判決（判時709号47頁）、大阪地裁昭和42年8月3日判決（判タ214号227頁）、仙台地裁昭和31年2月14日判決（下民集7巻2号343頁）、高松地裁昭和37年9月24日判決（下民集13巻9号1940頁）などがある（筆者が「民法424条・贈与」をキーワードに調べたと

- ころ、離婚に伴う財産分与として、取消しが認められなかったものを除き、受益者の善意が認定された事案はなかった)。
- (88) 沖野眞巳は、委託者から逸出した財産とは別の財産が、受託者を経て信託受益者に移転する場合における受益者の財産取得は、負担付贈与における負担の権利者に類するとする(同「詐害信託の取消し等における信託受益者の地位」能見＝樋口＝神田編『信託法性の新時代』71-72頁(弘文堂2017)参照)。ただし私見は、委託者から受益者に対する直接移転と捉えている。
- (89) 信託設定目的が子供の教育費支払である場合、債務者である委託者の詐害意思は否定される(最判昭和42年11月9日判決、民集21巻9号2323頁)。道垣内弘人は、障害者である子のための信託は、詐害信託の対象とならないとする(同・前掲注(69)、123頁)。
- (90) 山下純司は、受益者が受益者指定権等を行使した場合も詐害行為取消権行使の対象とならないとする(道垣内弘人編『条
解信託法〔山下純司執筆〕』460頁(弘文堂2017)参照)。その他、能見＝道垣内『信託法セミナー(3)』56-59頁(有斐閣2015)参照。
- (91) 我妻・前掲注(83)、187-188頁参照。奥田・前掲注(78)、821-823頁参照。
- (92) 奥田・前掲注(78)、821-823頁参照。
- (93) 能見善久『現代信託法』40頁(有斐閣2004)参照。
- (94) 道垣内弘人は「無資力の判断において、委託者が取得する受益権の価値を、信託設定のために処分された財産の価値から控除しなければならない」とする(同・前掲注(69)、123頁)。
- (95) 英米法では受益者の存在しない信託は成立しない。
- (96) See. Timothy J. Vitollo, *Uniform Trust Code Section 503: Applying Hamilton Orders to Spendthrift Interests*, Vol.43 REAL PROPERTY, TRUST AND ESTATE LAW JOURNAL 169-197 (2008).
- (97) クック諸島、ケイマン諸島、チャネル諸島などの信託。

(ふくだ・ともこ)